## 加須市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から、14日以内に転入手続きをしてください。 下記にあてはまる場合は、別に手続きが必要となりますので、各担当窓口へお問い合せください。

対象となる方		<u> </u>	Manue	新住所地での手続き	
			原則として、引き続き利用できます。転出先の市区町村で新住所情	◎転入手続きの際、マイナンバー	
マイナンバーカー		]	報等の記載および継続利用の手続きをしてください。電子証明書	カード、住民基本台帳カード	
ド、住民基本台帳力			は、住所変更等により自動的に失効します。引続き必要な場合は、	を新住所地の市区町村へ持参し	
ードをお持ちの方	市民課		新たに申請となります。	てください。	
	【1階①番】		転出予定日をもって登録が自動的に廃止になります。 印鑑登録証	◎必要な方は、新たに印鑑登録の手	
 日鑑登録をされてい	※この窓口	Ч	(カード)をお返しください。(転出予定者が、予定日前日までに印鑑登録	続きをしてください。(登録方法	
る方			証明書が必要な場合は、印鑑登録証と転出証明書を添えて請求することが	は市区町村によって異なりま	
9/1			できます。)	す。)	
国民健康保険に加入		_		2 0.	
		]	国民健康保険証(被保険者証)をお返しください。	◎新住所地の市区町村役場で、加入	
している方			国民健康保険税について、加入していた月数に応じて精算します。	手続きが必要となります。	
国民年金に加入してい	国保年金課		原則として、手続きは必要ありません。	◎受給者は、住所変更手続きが必要が確	
る方・受給されている方	【1階⑦番】		海外任意加入をご希望の方は、手続きが必要です。	認してください。	
後期高齢者医療被保			後期高齢者医療保険証(被保険者証)をお返しください。	◎新住所地の市区町村役場で、加入	
険者証をお持ちの方			県外に転出される方には『負担区分証明書』が発行されます。	手続きが必要となります。	
^=#/□!\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		_	A-#/00A-T/(1-100A-#-T		
介護保険被保険者証	高齢介護課		介護保険証(被保険者証をお返しください。	◎新住所地の市区町村役場で、加入	
をお持ちの方	【1階①番】			手続きが必要となります。	
特別障害者手当・障害児福	障がい者福祉課		*************************************	◎前住所地で手当を受給していた旨を新	
祉手当等を受けている方	【1階⑩番】	Ш	特別障害者手当・障害児福祉手当等の消滅届を提出してください。	住所地の市区町村役場へ申し出て下さい。	
ロウェック・ロウェ	フ <del>ムマ</del> ナゼ=用	]		◎認定請求手続きをしてください。	
児童手当等を受けて	子育で支援課	]	児童手当・遺児手当の消滅届を提出してください。		
いる方	【5階2番】		児童扶養手当・特別児童扶養手当の転出届を提出してください。	を添えて手続きをしてください。	
お子さまが学童保育		-			
を利用している方			学童保育の退室届を提出してください。	◎学童保育の入室手続きをしてください	
お子さまが幼稚園・	こども保育課			<ul><li>◎保育園・幼稚園に入所希望の方</li></ul>	
保育所等に入所して	【5階①番】		保育所・幼稚園の退所届・退園届を提出してください。(退園届は園に提出)	は、新住所地の市区町村で入所手	
いる方		_		続きが必要となります。	
	<ul><li>○ 各担当課へ受給者証をお返しください。</li></ul>				
	□ 高齢者医療制度(70歳以上で国民健康知知)入者の方)【国保年金課】【1階?番】 □ ®市区町村により制度が異なる場				
各種医療費助成制度	□ 子育て支援医療費助成制度			合があります。新住所地の市区町	
に該当する方			医療費助成制度 【子育て支援課】【5階2番】	村役場にお問い合わせください。	
			医療費助成制度 【障がい者福祉課】【1階⑩番】	131200130 13170 1700 1	
		+0 =		   ○ 『廃車証明書』を添えてナンバー	
5CC以下)·小型特殊	税 務 課		標識交付証明書・ナンバープレート・印鑑をお持ちのうえ廃車手続	プレートの交付申請をしてくだ	
自動車をお持ちの方	【1階4番】		きをしてください。『廃車証明書』が発行されます。	している。	
ロ地干でのごうング	車検証等の変更が必要なため、下記をご覧のうえ詳しい手続きについてお問い合わせください。				
上記以外の車両をお				050-5540-2027	
持ちの方	「2000を燃え   軽白動車	١ /١٥٠		050-3816-3112	
		_		000 0010 0112	
防災ラジオの貸与を	危機管理防災課		防災ラジオを返還してください。(市外では防災情報は受信できま		
受けている方	【2階8番】		せん。)		
			転出手続き時に「就学者異動連絡票」を受け取り提出してください。		
小・中学校に在学して	学校教育課		在学されている学校から『在学証明書・教科用図書給与証明書』を	<ul><li>◎新住所地の市区町村教育委員会</li></ul>	
いる児童・生徒がい	【3階⑩番】	_	お受け取りください。	にお問い合わせください。	
る方			就学援助を受けている場合は、お申し出ください。		
庁 舎 外					
77 - 71					
水道を使用している	水 道 課		使用中止の手続きをしてください。		
方	Tel 65-5222		※ 水道課は、庁舎外にあります。電話でお問い合せください。	◎使用開始手続をしてください。 	
				I	

市県民税は、転出する年の1月1日に住民登録のある市で課税となります (税証明発行含む)。 問合せ:税務課 市税の納め忘れはありませんか?納め忘れがありましたら、収納課でご相談ください。

※市税の滞納があると、差押え等の滞納処分の対象になります。

問合せ:収納課

- ◆転出を取り止めた場合は、速やかに『転出証明書』と『本人確認書 類』をお持ちのうえ、転出取消の手続きをしてください。
- ◆転入届、それに伴う各種諸手続については、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1加 須 市 役 所TEL 0480(62)1111(代表)

(2021/4/2~)